五事畧

琉球

曾
334
3

曾門
鑄 334
巻 十3

琉球事畧

目録

一 皇朝の書を以て琉球國往復
一 琉球人所申共同の事
一 日本封使並朝貢使の事
一 回職久の事

明治三十一年十月十一日購求

鶴修室

琉球國事略

琉球國の事

琉球は支國大小の二島にして琉球の西南にあり

小琉球の西は中國と海を隔てゝ相對し琉球の北は日本薩州の支藩なる琉球の北は日本薩州の支藩なる琉球の北は日本薩州の支藩なる

其後云南王を遣して人を掠て
將陳棲をして兵を云南に
男女五千人を生捕て
王後大元の財を多りて
孫を後の
王國王初めの時に
呼て可老羊と云ふ
南山北に
一人掠載後の
中王に
使して

して西京の入りむを待て礼遇山南山北を
きくまて国人のゝく船を掠る光仁天皇
ゝ後ひ九年を一たひ貢使船あ百人多しも
百五十人ゝ過ゝ定めき橘逸勢の南臺の所ゝ毎度
銀を設て書を待る船貢使の船を相ゝ当の例を
ゝ
ゝ
ゝ

国十八年書吉紀解の地を強て中国に入るべき理を
論ずして琉球の新領を横奪の事を隠さん
為を以て琉球の相鄭迥察と其事を考究せ
し一書を万歴十年九月国史和尚を以て琉球に到しめ
ると雖も琉球の長史鄭迥て、原書を送り
時に国王尚永新たに逝て世子尚寧幼冲なるを動つとして辞し受を不許和尚を
久しく留て国内廣く和尚と称して世子と
況り国内より琉球を後ろ指すと云ふ
況り国内より琉球が国内を指して書を掠奪
況て和尚は第一の道義伯夷叔斉の
如て後を去り去て天龍拙庵和尚と云ふ琉球に実説
の後所以なり
慶長十年文禄元年 尚寧侯天龍和尚を以て日本に遣して二百
の兵を以て国内に送て琉球の地を侵略を
慶長十年

海路四百余日本と琉球の界北山の地に其道裏三百里
琉球を去る遠し
琉球を去る遠し
琉球を侵略を以て
国内廣の地を侵略事を以て
国内廣の地を侵略事を以て
彼倭船を以て其地を
毎年毎年三月
天龍和尚日本の使を国内に
尚寧侯琉球を
如琉球の地を
琉球の地を
琉球の地を

を信じて高麗

[illegible]

同五年 [illegible] また信を建て高麗を侵して日本に背きて
関白其信をすすめて高麗、新羅をふせぐ為に
背きて高麗の兵二千の糧を乞て朝鮮を
[illegible]事を求む弧跡ひそかに国ホ[illegible]して民間に其糧
を出[illegible]ず[illegible]ち同五年 [illegible]使の信を日本に背きて
その地を陸離

[illegible]

同六年 弧、弧毋封侯夏の陽を[illegible]して王国と信
[illegible]の日本人[illegible]千人を[illegible]王国必日本に信ぜらるべ
き奏す [illegible] 同二十七年 其国王
[illegible]

果して薩摩の国のみ[illegible]
同四十年十月高麗信を[illegible]
[illegible]の支を奏し福建の巡撫[illegible]
特弧跡をして五市を信じむ弧跡と日本のみ
信ぜざる其貢物を又日本の[illegible]
[illegible]人[illegible]海道参政乃山民の其貢物を強むる
日本の[illegible]あ[illegible]ふ其使入朝の事をやめて其
貢物を[illegible]ぬ[illegible]

[illegible]

同四年四月高麗ヨリ使ヲ遣シテ日本ノ戦船二百隻ヲ修造シ[illegible]ヲ請フ——而シテ聞屋ヲ[illegible]

[illegible]

元和二年ノ支之日本ノ戦船[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四人にて[illegible]を[illegible]ふ[illegible]捕ふ[illegible]
り

[illegible]義経の軍の時源[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の時[illegible]の[illegible]
[illegible]国[illegible]軍[illegible]伊[illegible]の[illegible]
九年[illegible]
[illegible]三年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

為朝[illegible]
[illegible]
十五[illegible]

二十二年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

其後五年崩ずと雖す

第四代英祖在位四十年七十二歳にして薨す　大元成宗大德三年本朝後伏見院正安元年

第五代大ハ在位九年六十二歳にして薨す　元武宗至大元年本朝花園院延慶元年也

第六代英慈在位五年四十六歳にして薨す　元仁宗皇慶二年本朝花園院正和二年也

第七代玉振在位二年三年崩す一説に薨す　元順宗至元二年本朝後醍醐院延元元年也

玉振立て後世に称する人多し然れども其人を除て別に玉ハ立てり

三ツ子の中山山南山北是なり

第八代西威在位十三年二十二歳にして薨す　元順宗至正元年日本南朝後村上院正平五年北朝崇光院観應元年也

第九代察度在位四十六年七十五歳にして薨す　大明大祖洪武二十八年日本後小松院応永二年也

○按ずるに中山の王中山の封爵をうる事

八察度より始る

第十代武寧在位十年にして薨ず　大明成祖永樂三年我国後小松院應永十二年

第十一代尚思紹在位十五年にして薨ず　永樂十九年應永廿八年

第十二代尚巴志在位十八年にして薨ず　大明英宗正統四年我邦後花園院永享十二年

尚巴志南山を併て南を一統す

按ずるに南山の滅亡は中間百餘年を隔てり

第十三代尚志在位五年五十四歳にして薨す　大明英宗正統九年我国後花園院文安元年

尚巴志王位十四年 大明英宗正統十四年 我国後花園院享徳元年 薨ス

尚金福王位四年 大明景帝景泰四年 我国後花園院享徳二年 薨ス

尚泰久王位十七年 大明景帝景泰七年 我国後花園院享徳三年 薨ス

尚徳王位七年 大明英宗天順三年 我国後花園院享徳三年 薨ス

尚円王位二十九年 大明憲宗成化元年 我国後花園院享徳三年 薨ス

尚宣威王位九年 大明憲宗成化二年 我国後花園院享徳三年 薨ス

尚真王位五十二年 大明孝宗弘治五年 我国後柏原院大永六年 薨ス

尚清王位二十九年 大明世宗嘉靖三十四年 我国後柏原院大永六年 薨ス

尚元王位十七年 大明穆宗隆慶六年 我国後柏原院享禄二年 薨ス

尚永王位三十二年 大明神宗万歴三十六年 我国後柏原院天文二年 薨ス

尚寧王位三十二年 大明光宗泰昌元年 我国後水尾院元和六年 薨ス

尚豊の時薩摩の為に攻られ三年にして国を降す

七年目に薩摩の為攻られ降す

抑琉球国は三国鼎立の時分より中山国と称し奉り来り候処、三国一統の後は琉球国と称し奉り、尚巴志王の時分より日本の使者を琉球へ遣わし、琉球国の使者を日本へ遣わし、両国の通信相絶えず、琉球国の使者日本へ来り、日本の使者琉球へ渡り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

凡千餘ありて二千五百西海を費す 元屋二層を作て
船書を為し 彼の所の義用をこぞりて出て 再役
福州に至て南海の船を求る 船破れて
漂流して法国に至て 数年人を留めて 手船を
耶蘇教の人の如くして 国の家宅大小百餘間
龍亭を迎恩亭と名づく 彼の人 龍亭を中堂と
館とみち義を守る 迎恩亭は皇帝の詔勅を受る所
あり 龍亭は天使
一員にて出る所 前後典使 先生を乗る礼を以て
其廟に国門の額を付 天使廟に到 世子素衣素帯
彼の装束なり
して門額を候て 乗輿に乗て後中堂に
酒を以て 封王の使を迎る 世子宿館に
館の額に倣て 詔書を受て 王宮に至る 国門額
を出る 支二千里 陸路 六里の
に 解拝 所を其廟中 謁拝 秘密の
廟別殿 あり 殿 殿
て 墻 世子出 殿 迎 殿
ふ 詔書を迎 世子の冠服の支度
ふ 世子の冠服の支度
ふ 世子の冠服の支度
ふ

[illegible]使船に乗て海を渡り[illegible]の家
を設く[illegible]に際て[illegible]を以て送船の[illegible]
冊使船に乗る[illegible]又[illegible]を[illegible]
支[illegible]又親長使等を[illegible]
図我[illegible]

抑琉球の冊使の例[illegible]
[illegible]海路[illegible]
其[illegible]
[illegible]載[illegible]
事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

親方　従二品
親雲上三系より七品迄系譜あり〻正従有り
里の子　正従八品
筑登之　正従九品
按ずるに官職〻家禄負数定まり負なきと云へり

琉球事畧　終